

千葉県県土整備部発注の土木関連工事における
BIM/CIM適用実施要領（試行）

令和8年2月5日
千葉県県土整備部

1. BIM/CIM適用工事の実施方法

以下に基づき、BIM/CIMを適用する。

1. 1 BIM/CIM実施計画書

BIM/CIMの実施について、受発注者間で協議し、以下の内容を記載する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIMの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

※「実施計画書」は国土交通省の様式に準拠する。

発注者指定型で閲覧項目（別紙1の「施工計画の検討補助」「2次元図面の理解補助」「現場作業員等への説明」）のみ実施する場合には、提出は求めない。

1. 2 BIM/CIM 実施報告書

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

- 9) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 10) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

※「実施報告書」「3次元モデル作成引継書シート」「3次元モデル照査時チェックシート」は国土交通省の様式に準拠する。

発注者指定型で閲覧項目（別紙1の「施工計画の検討補助」「2次元図面の理解補助」「現場作業員等への説明」）のみ実施する場合には、提出は求めない。

1. 3 BIM/CIM適用工事の確認

発注者は、受注者が3次元モデルを作成・活用するにあたって、以下の内容を確認する。

1) 3次元モデルの作成内容の確認

- ・ 測地系、単位系が正しく設定されているか
- ・ 構造物等が正しい位置に配置されているか
- ・ 無償ビューワーで3次元モデルを閲覧可能か
- ・ BIM/CIM実施計画書で示した3次元モデルが作成されているか

2) 実施報告書の記載内容の確認

- ・ 実施概要、効果の結果等が記載されているか
- ・ 引継事項が記載されているか
- ・ 2次元図面と3次元モデルの整合に関する情報が記載されているか

3) 電子成果品の納品内容の確認

- ・ 国土交通省が規定する各電子納品要領に基づきBIMCIMフォルダが作成されているか
- ・ 納品された3次元モデルは、オリジナルデータの他、IFC又はJ-LandXMLのデータ形式で格納されているか

2. BIM/CIM適用工事の発注方法

BIM/CIM適用工事については、入札公告、特記仕様書に明記する。

なお、BIM/CIM適用工事は、以下の発注方式を標準とする。

2. 1 発注者指定型

発注者の指定によりBIM/CIMを適用する方式である。

参照する3次元モデルがある場合は、別紙1に例示されている項目の中から実施する活用内容をあらかじめ指定するものとし、発注者指定型を適用する。

ただし、活用内容の実施にあたって、発注者が現場条件により適用不可と判断した場合や費用対効果が認められないと判断した場合には、受発注者協議において活用を取りやめ、または変更してもよい。

なお、発注者指定型であっても、受注者からの提案により活用内容を追加することを積極的に検討すること。

2. 2 受注者希望型

発注者指定型ではなく、契約後において、受注者からBIM/CIMの適用希望があった場合に、BIM/CIMの適用を行う方式である。

『千葉県県土整備部発注の土木関連業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針（試行）』の「3. BIM/CIMの実施内容等」に示す大規模事業や重要構造物の工事において、詳細設計にて3次元モデルの作成がない場合は、受注者希望型を適用する。

3. 工事費の積算

BIM/CIM適用工事による費用は、見積を徴収して積算するものとする。3次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であること及び活用内容の詳細が受注者との協議により決定することを鑑み、契約後に受注者から見積を徴取し、受発注者間の協議により契約変更で対応する。

また、受注者からの提案により、発注者が費用負担する場合は、発注者が活用効果等を確認のうえ必要と判断したものに限ることに留意する。

なお、見積を徴収する際は国土交通省「BIM/CIM適用工事における新たな見積り様式」に準拠し、活用する。

(計上の方法)

共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上すること。

項目名：BIM/CIM 適用工事に要する費用

施工単位：式

計上額：千円 ※1千円未満は、切り捨てとする。

間接費を含む費用とするため、管理費区分は「現場管理費、一般管理費の対象外」を設定する。

※発注者指定型で閲覧項目（別紙1の「施工計画の検討補助」「2次元図面の理解補助」「現場作業員等への説明」）のみ実施する場合には、費用は計上しない。

4. 入札公告等の記載例 ※以降の黄色帯は、選択後に削除すること 入札公告、特記仕様書に以下の記載例を参考に記載する。

●【入札公告】（記載例）

入札公告（個別編）「1 一般競争に付する事項（5）その他」に以下を記載する。

本工事は、BIM/CIM適用工事（発注者指定型／受注者希望型※）である。

※発注者がいずれか選択すること。

●【特記仕様書】（記載例）

【発注者指定型／受注者希望型 共通】

第〇〇条 BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM適用工事（発注者指定型／受注者希望型*）である。

※発注者がいずれか選択すること。

【発注者指定型の場合】

下表に示す活用内容について、BIM/CIMを適用する。詳細については、受発注者間で協議し、実施する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM適用工事に要する費用については、当初は計上していない。受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

表 発注者指定型で設定する義務項目 ※表内は、発注者の判断で加除修正する

活用内容	活用内容の詳細
施工計画の検討補助【閲覧】	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
2次元図面の理解補助【閲覧】	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、2次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明【閲覧】	詳細設計等で作成された3次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 (例) 本工事では、建築限界及び構造物等と官民境界の位置を確認する。
現場条件の確認	3次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。 (例) 本工事では、建機の搬出入経路及び旋回範囲を確認する。
施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。 (例) 本工事では、交通規制を伴う部分の切り替え、作業スペース等を確認する。 (例) 本工事では、工事進捗に伴い変化する仮設及び建機等の作業スペース等を確認する。
施工管理での活用	3次元モデルとAR、レーザー測量等を組み合わせて、出来形の計測・管理等に活用する。 (例) 本工事では、舗装の出来形管理に活用する。

(参考) 3次元モデル作成の目安 <<【閲覧】のみの場合は、削除する>>

詳細度	200～300程度※ ¹ ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する(国土交通省(BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照)。

【受注者希望型の場合】

受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細について

は、受発注者で協議し実施する。

(参考) 3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※ ¹ ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する(国土交通省(BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照)。

【2. 発注者指定型/受注者希望型 共通】

(1) BIM/CIM実施計画書の作成 <<【閲覧】のみの場合は、削除する>>

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施(変更)計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIMの実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)
- 4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

(2) BIM/CIM実施報告書の作成 <<【閲覧】のみの場合は、削除する>>

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書(3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む)を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

- 9) 後段階への引継事項(データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等)
- 10) 省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等)

(3) 成果の納品 <<【閲覧】のみの場合は、削除する>>

以下の内容を納品する、

- 1) BIM/CIM実施計画書・見積書(変更含む)

- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC形式）、統合モデル、動画等）

《関連する業務等がある場合に記載する》

(4) 貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータ（3次元モデル作成引継書シートを含む）を貸与することができる。

- ・ R5〇〇業務
- ・ R6〇〇業務

5. その他

その他、各種基準・要領等及び様式・記載例等については、最新の国土交通省「BIM/CIMに関する基準・要領等（最新版）」に準拠する。

国土交通省 HP :

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000037.html

国土交通省 BIM/CIMポータルサイト :

<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>